

## 市民音楽ホールにおけるネーミングライツの導入について

### 1 概要

令和3年6月に開館予定の市民音楽ホールについて、施設目的の実現に資する歳入確保の取組、民間事業者等の広告活動によるPRを目的として、ネーミングライツを導入する。

### 2 導入理由

- ・当該施設は市域全体での利用を基本単位とする「市域施設」として位置づけており、民間事業者等にとって広告効果が期待できるため、市にとって新たな財源確保が見込める。
- ・施設の知名度や愛着度の向上が期待できる。
- ・施設の役割を「音楽の都・浜松を支える市民活動の促進」や「次世代の担い手の育成」としており、民間事業者等のイメージアップにつながる。

### 3 募集条件（予定）

- (1) 契約期間 5年
- (2) 最低提案金額 他都市の同種・同規模施設の金額を参考に設定する
- (3) 愛称 最後は音楽ホールとすること（〇〇音楽ホール）

### 4 スケジュール（予定）

- ・令和2年3月 公募開始（～5月）
- ・令和2年6月 優先交渉権者決定
- ・令和2年6～7月 市民等からの意見聴取
- ・令和2年7月 広告審査委員会審査
- ・令和2年8～9月 ネーミングライツパートナーとの契約について議会報告等
- ・令和2年9月以降 周知期間等
- ・令和3年6月 運用開始